

福岡県公報

平成二十六年七月二十九日
第三千六百十五号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) ……………一

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………三

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年福岡県選挙管理委員会規程第五十号)の一部を

次のように改正する。

別記第二十五号様式を次のように改める。

第 2 5 号様式

何年何月何日

福岡県選挙管理委員会委員長 殿

病院等の名称
病院等の長の氏名

印

不在者投票を行うことができる施設の指定に係る申請について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、下記の施設を不在者投票を行うことができる施設として指定されるよう申請します。

記

(ふりがな) 法人の名称			
(ふりがな) 病院等の名称※			
施設の種類 (診療科目)		設 立 (開設) 年月日	年 月 日
郵便番号		電話番号	
所在地※			
病院等の長の 職・氏名		事務担当者の 職・氏名	
入所定員	人	現入所者数	人 (うち成人 人)
入所室数	室	建物面積	延べ m ²
投票記載場所		投票記載場所面積	m ²
職員数 (職種別に)			
不在者投票 事務経験者の 有 無	有 () 無 ()		

(注意事項)

- 1 職員数の欄は職種別に、申請日時点において当該施設等に勤務する職員の数を記載してください(常勤換算後の人数は記載しないでください)。
- 2 「不在者投票事務経験者の有無」の欄は、「有」・「無」いずれか該当する方を○で囲み、「有」の場合には、「職員何人がいつ、どこで、経験したのか」について具体的に括弧内に記入してください。
- 3 ※は、告示事項です。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第八十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 久留米市の項中

社会保険久留米第一病院

〃 榊原町二一番地

を

久留米総合病院

〃 榊原町二一

に、

久留米社会保険老人保健施設プレジールくるめ

〃 榊原町二一

を

久留米総合病院附属介護老人保健施設

〃 榊原町二一

に改

め、

二 老人ホームの項中

特別養護老人ホームみやこの苑

〃 大字二塚五八四

を

特別養護老人ホームみやこの苑

〃 大字二塚五八四

ユニット型特別養護老人ホームみやこの苑

〃 大字二塚五八四

に改

める。